

下記の役務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

平成29年10月17日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 入札執行者

静岡県立沼津商業高等学校長 前田 喜久子

2 担当部局

〒411-0917 静岡県駿東郡清水町徳倉1205

静岡県立沼津商業高等学校 事務室

電話番号 055-931-7080

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

第1号

(2) 業務名

平成29年度静岡県立沼津商業高等学校樹木伐採・枝落し作業業務委託

(3) 業務場所

静岡県駿東郡清水町徳倉1205地内

(4) 業務概要

静岡県立沼津商業高等学校の樹木伐採・枝落し作業業務

(5) 業務期間

平成29年11月6日から平成30年1月5日まで

(6) 入札方法

総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

4 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県における森林整備工事について競争入札参加資格を有する者、又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。もしくは、工事入札参加資格のうち「造園工事」の入札参加資格を有する者、又は新たに工事入札参加資格「造園工事」の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 静岡県森林整備工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱及び静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(4) 本社又は営業所の所在地が静岡県内にあること。

- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合が参加する場合にあつては、当該事業協同組合の組合員でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けているものを除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。

(7) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告の日から平成29年10月25日（水）までの日（土曜日、日曜日及び10月23日（月）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までとする。

(2) 配布場所

上記2に同じ。

(3) 配布方法

無償交付で直接行うものとする。

6 入札参加資格確認資料の提出

本入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認資料を平成29年10月26日（木）午後4時30分まで（土曜日、日曜日及び10月23日（月）を除く。）に入札説明書の交付場所に提出すること。

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成29年11月2日（木）午前10時00分

(2) 入札執行の場所

静岡県駿東郡清水町徳倉1205 静岡県立沼津商業高等学校 大会議室

(3) 入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金
免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札説明書及び庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は入札説明書による。

(3) 入札参加者は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利業務を譲渡してはならない。ただし、契約締結後、書面により委託者の承認を受けた場合は、この限りではない。